

災害時における施設利用の協力に関する協定書 (案)

甲府市（以下「甲」という。）と、株式会社●●●●（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲府市内に地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、乙が「遊亀公園・付属動物園整備及び管理運営事業 指定管理業務に関する基本協定書」（以下「基本協定書」という。）に基づき管理を行っている施設（以下「管理施設」）を、甲が一時避難所として利用することについて、必要な事項を定める。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時等において管理施設を一時避難所として利用する必要が生じた場合は、乙に対し協力を要請するものとする。ただし、乙が緊急に対応することが妥当だと判断したときは、管理施設を一時避難所として開放することができる。その場合、乙は、開放した旨を速やかに甲に連絡するものとする。

(連絡体制)

第3条 前条の規定による要請は、管理施設の施設長に対して行うものとする。

2 前条の目的を達するため、甲乙は互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新する。

(発災時の対応)

第4条 乙は、災害時等において、施設内における避難者の誘導及び障害物の除去その他安全確保のための措置を講じるものとする。

2 前項の措置に伴う管理施設の損害回復費用及び増加費用は、合理性が認められる範囲で甲が負担することを原則とし、甲乙の協議により決定するものとする。ただし、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合は、山梨県災害救助法施行細則（昭和35年規則第4号）による救助の程度等に定めるところにより甲が負担する。

(協定期間)

第5条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から基本協定書の満了の日までとする。

(協議)

第6条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じた場合は、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 甲府市丸の内1丁目18番1号
甲府市
甲府市長 樋口 雄一 ⑩

乙 △△△△
株式会社●●●●
代表者
株式会社●●●●
代表取締役 ○○○○ ⑩